

福祉医療費助成のお支払いについて

町では、障がい者・一人親家庭等・子どもを対象に医療費の助成を行っています。それぞれの対象や助成額については次のとおりです。

	障がい者	一人親家庭等	乳幼児等
対象者	- 身体障害者（身体障害者手帳1級～3級の方） - 知的障害者（判定機関にて知能指数が35以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の方 - 身体障害者（身体障害者手帳4級の方）で知的障害者（判定機関にて知能指数が36以上50以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が中度の方 - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方）※ただし、通院のみ	- 父母のない18歳未満の児童 18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親とその扶養されている18歳未満の児童	中学校修了前（15歳に達した後の最初に迎える3月31日まで）の児童
所得制限	あ り		な し
助成額	保 険 診 療 の 自 己 負 担 額 ※入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る自己負担額は助成の対象となりません。 ※健康診断等の保険で認められない診療は助成の対象となりません。 ※高額療養費及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額となります。 ※独立行政法人日本スポーツ振興センターによる給付（スポーツ保険）の対象となる小・中学校・幼稚園・保育園の管理下でのお子さまの負傷や疾病については、スポーツ保険の給付が優先されます。		

※障がい者の方で後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療費の助成を請求するには、「障がい者医療費給付申請書」の提出が必要です。診療を受けた翌月に申請書を子育て健康課窓口へご提出ください。また、障がい者・一人親家庭等・子どもの方も三重県外の医療機関で診療を受けた場合には、「福祉医療費領収証明書」の提出が必要です。診療を受けた翌月に医療機関の領収書（捺印のある医療保険点数分と他の部分が区別された原本に限る）を添付して、子育て健康課窓口へご提出ください。

※助成金の支払日は、県内医療機関での診療分の場合、診療月の翌々月（障がい者の方で後期高齢者医療制度の被保険者の方は診療月の6ヶ月後）の25日（25日が土・日・祝日の場合はその前後）です。ただし、これは原則的な期間です。さらに月数を要する場合がありますのでご容赦ください。

なお、助成金の明細は「医療費助成口座振込通知書（はがき）」でお知らせします。ご不明な点がございましたら、子育て健康課（TEL377-5652）までお問合せください。

※高額療養費及び各健康保険で定められた附加給付額につきましては、加入している健康保険組合等にお問合せください。

詳しくはホームページへ

中退共

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単

有利

安全

社外積立で
管理も簡単

納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

中退共の
退職金制度なら

社長の決断、
応援します。

退職金